

基 発 0421 第 1 号

令和 5 年 4 月 21 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 69 号）については、令和 5 年 4 月 21 日に公布され、公布日から施行（一部規定については、令和 5 年 10 月 1 日又は令和 6 年 4 月 1 日から施行）することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨及び概要等

1 改正の趣旨

- (1) 令和 4 年の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 82 号）により、有害性等の掲示が義務付けられている物質の対象拡大、当該掲示内容の見直し等を行い、令和 5 年 4 月 1 日から施行されたところである。当該改正に伴い、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）の有害性等の事項の掲示の対象物質を、現行の特化則第 38 条の 3 に規定する特別管理物質から、全ての特定化学物質に拡大するとともに、特化則の掲示の規定について、所要の改正を行ったものであること。
- (2) 有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）第 24 条第 1 項に定める掲示事項について、その掲示方法等は同条第 2 項において厚生労働大臣が別に定めることとしているところ、最新のデジタル技術等の活用も見据え、掲示方法等については通達等で具体化することとし、同項の規定を削除したものであること。

2 改正の概要

- (1) 特化則第38条の3に規定する有害性等の掲示の対象物質を全ての特定化学物質としたこと。
- (2) 有機則第24条第2項における掲示の内容及び方法を厚生労働大臣が別に定める規定を削除したこと。
- (3) その他、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第66号）及び特化則について所要の改正を行ったこと。

3 施行期日

改正省令は、公布日（令和5年4月21日）から施行すること。ただし、2（1）及び（3）のうち労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を改正する規定については、令和5年10月1日から、2（3）のうち特化則を改正する規定については、令和6年4月1日からそれぞれ施行すること。

第2 細部事項

1 特化則第38条の3条関係

特化則の有害性の掲示対象は、全ての特定化学物質に拡大されるが、使用すべき保護具の掲示の対象については、特別管理物質及び保護具の使用義務がある作業場所に限定されることに留意すること。

2 有機則第24条第2項関係

- (1) 本項が削除されることに伴い、「有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法」（昭和47年労働省告示第123号。以下「廃止告示」という。）については、「昭和四十七年労働省告示第百二十三号（有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件）を廃止する件」（令和5年厚生労働省告示第113号）により、令和5年3月30日をもって廃止されていること。
- (2) 廃止告示に規定されていた掲示の内容及び方法等については、「労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の掲示内容について」（令和5年3月29日付け基発0329第32号）で具体的に示しているので、今後は、当該通達に基づき掲示することが求められること。

第3 関係通達の改正について

- 1 「労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の掲示内容について」の1（1）の柱書について、次表のとおり改正する。

改正後	改正前
労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第592条の8、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第24条第1項、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第51条の2、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）第21条の2、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）第38条の3、第38条の17第1項第2号、第38条の18第1項第2号及び第38条の19第1項第18号、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）第23条の2並びに石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第34条（以下「安衛則第592条の8等」という。）に基づき揭示の対象となる物質（以下「揭示対象物質」という。）により「生ずるおそれのある疾病の種類」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、事業場において取り扱う物質に応じてふさわしい方法を選択すること。なお、アからウまでに掲げる方法による記載が可能な場合は、当該方法で記載することが望ましいこと。	労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第592条の8、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第24条第1項、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第51条の2、四アルキル中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）第21条の2、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）第38条の3、第38条の17第1項第2号、第38条の18第1項第2号及び第38条の19第1項第18号、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）第23条の2並びに石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第34条（以下「安衛則第592条の8等」という。）に基づき揭示の対象となる物質（以下「揭示対象物質」という。）により「生ずるおそれのある疾病の種類」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、事業場において取り扱う物質に応じてふさわしい方法を選択すること。なお、アからウまでに掲げる方法による記載が可能な場合は、当該方法で記載することが望ましいこと。